



宮 崎 県 公 報

令和2年5月11日 (月曜日) 第 104 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 1	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	
○包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 2	
公 告	
	○調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2
	○製菓衛生師試験の実施…………… (“) 2
	○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
	○土地改良区の清算人の退任の届出 (2件) …… (“) 3
	○県営土地改良事業計画の策定 (2件) …………… (“) 3
	○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 3
	○入札公告 (2件) …………… 7

告 示

宮崎県告示第 371号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字星ノ久保5503-8、5504-1、5553、5554-1、5554-3、字古家5557-1、5595、字中水流5601-6から5601-9まで、5601-11、5601-13、5613-1、5613-4、5616、5619、5620-1、5620-3、5621、字焼谷5852、5860、5862から5865まで、5866-1、5866-4、5866-5、5867から5874まで、5878、5880から5884まで、5887、字空松6053-1、6053-3、6053-8、6053-10、6053-12から6053-15まで、6053-17、字鋒先6054-1、6054-3、6055-1、6055-3、6055-4、6055-6、6055-8、6056、6057-5、6065、6070-1、6070-3、6071、6074-1、6077、6082、6084から6087まで、6089、6091-1、6094-1、6094-3、6095、6098-4、6103-1、6103-3、6104-1、6105から6107まで、字尾椎6110-2、6120-2、6130、6131、6137、6138-1、6138-2、6141、6142、6147、6148、6152-1、6152-3

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字中水流5601-9・5601-11・5601-13・字尾椎6130 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 372号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中水流5601-9・5601-11・5601-13 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 373号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年5月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字内ノ 口7657番1 地先から同 郡同村同大 字同字7657 番1地先ま で	旧	4.6～ 4.9	12.4
				新	5.4～ 7.7	12.4

宮崎県告示第 374号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
417	県道	牛之脛 山田線	都城市夏尾 町6495番24 地先から同 市山田町山 田字大生64 60番49地先 まで	旧	5.4～ 13.4	403.0
				新	10.2～ 31.5	411.1

宮崎県告示第 375号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和 2 年 5 月 11 日から 30 日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和 2 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 坂 元 隆一郎
住所 小林市細野 470 番地 1
- 2 契約の始期
令和 2 年 4 月 1 日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日
令和 2 年 10 月 10 日（土曜日）
- 2 試験の場所
宮崎県防災庁舎（宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
科目	公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

- 4 受験願書の受付期間
令和 2 年 5 月 25 日（月曜日）から 6 月 19 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- 5 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料
6,100 円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 試験事務の委任
調理師法第 3 条の 2 第 2 項の規定により、調理師試験の実施に関する事務の一部を指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに委任する。
- 8 合格発表
令和 2 年 11 月 30 日（月曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- 9 その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話 0985-26-7076）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 2 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日
令和 2 年 7 月 30 日（木曜日）
- 2 試験の場所
宮崎県庁附属棟（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択）

- 4 受験願書の受付期間

令和2年6月1日(月曜日)から6月12日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 合格発表

令和2年9月14日(月曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985-26-7076)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区(川南町)から令和2年3月31日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、大萩土地改良区(小林市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
田之上 健 一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20
古 田 富 夫	小林市野尻町三ヶ野山3188番地77
猿 渡 栄 作	小林市野尻町三ヶ野山3173番地
川 越 治 次	小林市野尻町三ヶ野山3374番地6
寺 田 和 弘	小林市水流迫 255番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、佐土原八所土地改良区(小林市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
佐土原 幸 治	小林市野尻町三ヶ野山2541番地1
菊 野 隆 裕	小林市野尻町三ヶ野山2003番地
池 田 敏 文	小林市野尻町三ヶ野山3035番地

榎 屋 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山1698番地
坂 下 春 則	小林市野尻町三ヶ野山2697番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、沖田第1地区県営土地改良事業(延岡市、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年5月11日から令和2年6月8日まで

3 縦覧場所

延岡市役所総合農政課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、美郷地区県営土地改良事業(美郷町、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年5月11日から令和2年6月8日まで

3 縦覧場所

美郷町役場建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第14位（平成30年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
 なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量			令和元年 (平成31年)	令和2年
	まさば及びごまさば		22,000トン	
	まいわし		65,000トン	75,000トン
	まあじ		若干	若干

(注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、ま

さば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業				
			令和元年 (平成31年)	令和2年	
	第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば		21,413トン	
		まいわし		64,578トン	74,700トン
まあじ			若干	若干	

(注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第1種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて稀少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め

、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は

知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	12.0トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量に変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

- (1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合
 - (2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合
- 3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項
- (1) 採捕の種類別の割当量について
 - 2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	7.4トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.3トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
 - (1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。
 - なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量 (小型魚)		7.4トン	3.3トン
うち	4月～6月	1.7トン	0.8トン
	7月～9月	1.3トン	0.6トン
	10月～12月	1.1トン	0.9トン
	1月～3月	3.3トン	1.0トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量 (大型魚)		11.6トン	1.5トン
うち	4月～9月	7.6トン	0.9トン

10月～3月	4.0トン	0.6トン
--------	-------	-------

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生

	存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。

・漁業者は、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを超える採捕

のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁 (遊漁者及び遊漁船業者) の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割 (2.9トン) を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第6管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間の超過合計	第3～第5管理期間期首における差し引き済み数量	第6管理期間期首の差し引き数量	第6管理期間期首における第2管理期間超過量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令 (法第10条関係) が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 物品及び数量

I P R形携帯用無線機 76式

I P R形受令機 95式

(2) 納入期限 令和3年3月17日

(3) 納入場所 指定場所

(4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種、営業種目が一般機械器具類 (B-03通信機器) であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。

(4) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

(6) 経営者等 (法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。) が、暴力団関係者 (暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団 (同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。) である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を令和2年6月22日午後5時までに下記12の場所に提出 (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで) しなければならない。また、当該書類を送付 (郵送による場合は書留郵便に限る。) により提出する場合は、令和2年6月22日午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和2年5月11日から令和2年6月23日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 期間 令和2年5月11日から令和2年6月22日まで
 (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 提出期限 令和2年6月23日午後5時
 (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便により期限内に必着のこと。）
- 7 開札場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県警察本部会計課別室
 (2) 日時 令和2年6月24日（水）午前10時00分
- 8 入札保証金
 宮崎県財務規則第 100条の規定による。
- 9 契約保証金
 契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。
 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約（契約金額の 100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 (2) 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しかつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 10 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部署
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
 IPR Mobile Radio Set (portable): 76 set
 IPR Receiver Set: 95 set
 (2) Time limit for tender:
 5:00 p.m. 23 June, 2020.
 (3) Date and time for the opening of tender:
 10:00 a.m. 24 June, 2020.
 (4) Contact point for the notice:
 Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年5月11日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 物品及び数量

- IPR形移動用無線機（IPR-ML(1)） 165式
 IPR形移動用無線機（IPR-ML(3)） 16式
 IPR形移動用無線機（IPR-ML(4)） 16式
 IPR形オートバイ用無線機（IPR-AU(1)）10式
 IPR形オートバイ用無線機（IPR-AU(2)）9式

(2) 納入期限 令和3年3月17日

(3) 納入場所 指定場所

(4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種、営業種目が一般機械器具類（B-03通信機器）であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

(6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を令和2年6月22日午後5時までに下記12の場所に提出（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）しなければならない。また、当該書

類を送付（郵送による場合は書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和2年6月22日午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和2年5月11日から令和2年6月23日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和2年5月11日から令和2年6月22日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 提出期限 令和2年6月23日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便により期限内に必着のこと。）

7 開札場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部会計課別室
- (2) 日時 令和2年6月24日（水）午前10時30分

8 入札保証金

宮崎県財務規則第 100条の規定による。

9 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約（契約金額の 100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しかつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
IPR Mobile Radio Set (IPR-ML(1)): 165 set

IPR Mobile Radio Set (IPR-ML(3)): 16 set
IPR Mobile Radio Set (IPR-ML(4)): 16 set
IPR Mobile Radio Set (IPR-AU(1)): 10 set
IPR Mobile Radio Set (IPR-AU(2)): 9 set

(2) Time limit for tender:

5:00 p.m. 23 June, 2020.

(3) Date and time for the opening of tender:

10:30 a.m. 24 June, 2020.

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

--	--